

長岡市告示第355号

長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）第16条の2第1項の規定に基づき、令和6年1月23日付け長岡市告示第29号において別途告示で定めることとされている期日（令和6年1月1日以降に到来する地方税法第312条第3項第3号に掲げる法人以外の法人に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入の期限を除く。）は、その期限が令和6年1月1日から令和6年5月31日までの間に到来するものについて、令和6年5月31日とします。

令和6年5月21日

長岡市長 磯田 達伸